

## 令和6年4月1日以降施設利用に関する変更のお知らせ

### 「利用日時の変更、利用取消の払戻しについて」

#### 【利用日時の変更、利用取消の払戻し受付期間】

※これまでと変更はありません。

- ・「承認書」を利用予定日の5日前までに（利用予定日を含めない）管理棟受付（受付時間 8:30～20:00）に提出した方に限り、利用日時等の変更や利用料金の払戻しをいたします。

#### 【野球場・運動広場、陸上競技場、庭球場が悪天候等により利用できなかった場合の払戻し受付期間】

※これまでと変更はありません。

- ・「承認書」を利用予定日より30日以内に（利用予定日を含めない）管理棟受付（受付時間 8:30～20:00）に提出した方に限り、利用料金の払戻しをいたします。

### 返金について

#### 【利用日当日に利用料金をお支払いの方で悪天候等により、利用が出来なかった場合の返金の流れ】

※当日に限り、これまでと変更はありません

- ①「承認書」を管理棟受付に持参
- ②「還付申請書」を記入し管理棟受付に提出
- ③管理棟受付にて利用料金返金 ※「還付申請書」提出時に利用料金が返金

### 変更

#### 【利用日前に入金済みの利用料金の返金についての流れ】

- ①「承認書」を管理棟受付に持参
- ②「還付申請書」を記入し管理棟受付に提出
- ③「還付申請書コピー」を受領
- ④還付申請の翌月25日以降に「還付申請書コピー」を持参し管理棟受付に提出
- ⑤管理棟受付にて利用料金を返金

お問い合わせ連絡先

静岡ビル保善・東京ドームスポーツ共同体

代表団体 静岡ビル保善株式会社

富士総合運動公園 管理棟事務室

0545-36-2131

担当：内藤